

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

告示

○国土調査の成果の認証(二件)	(地域振興課)	一
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(共同企画社会推進課)	一
○保安林の指定の解除	(森林整備課)	二
○建設業許可の取消し	(事業管理課)	二
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	三
○宮城県公報平成二二年号外第三八号中		三

告示

○宮城県告示第八百四十三号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

- 一 調査を行った者の名称
名取市
- 二 調査を行った時期
平成二十年度から平成二十一年度まで
- 三 成果の名称
名取市の地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域

五 認証年月日
平成二十二年八月二十日
名取市愛島塩手字滝沢、同字西滝沢の一部、名取市愛島笠島字北中峯

○宮城県告示第八百四十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 調査を行った者の名称

柴田郡川崎町

二 調査を行った時期

平成二十年度から平成二十一年度まで

三 成果の名称

柴田郡川崎町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡川崎町大字今宿字笹谷町、同字スト、同字鹿増、同字石橋、同字神林、同字水無、同字山岸、同字小屋沢山の一部、同字石橋沢山の一部

五 認証年月日

平成二十二年八月二十日

○宮城県告示第八百四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十二年八月二十七日

宮城県知事 村井嘉浩

一 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 青少年を非行と虐待から守る会

二 代表者の氏名 伊藤 淳

三 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区本町二丁目一番七

四 定款に記載された目的

この法人は、次代を担う若者に対して、彼らが非行に走らないように、また、非行から立ち直るよう、対話や地域における奉仕活動等を通じて更生指導を行い、加えて、虐待を受けている若者を救済すること

四 申請のあった年月日 平成二十二年七月二十九日
 ○宮城県告示第八百四十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
 平成二十二年八月二十七日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所
 黒川郡大郷町東成田字板谷東山三の一（次の図に示す部分に限る。）
 保安林として指定された目的
 水源のかん養

三 解除の理由
 道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 ○宮城県告示第八百四十七号
 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。
 平成二十二年八月二十七日
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日
 平成二十二年八月二十日

商号又は名称及び代表者の氏名 高橋建設株式会社 高橋 英年	主たる営業所の所在地 栗原市高清水下町二十六	建設可設番号 般・十八 第六百六十三	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類 全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 石工事業 管工事業	受付年月日 平成二十二年 七月二十三日
-------------------------------------	---------------------------	--------------------------	--	---------------------------

北日本電線サ-ビ入株式会社 小島 夫	株式会社PC・One 山本 憲雄	東軌工業株式会社 鈴木 英夫	有限会社根方工 根方 達也	有限会社小野晃 興建 小野寺 実	株式会社ヤカタ 開発 石館 十四男	サン・プロス八 株式会社 藤川 宏行	株式会社宝栄建 設 相原 和行	猪又 有限会社猪又重	山三建硝株式会社 山田 一善	社三建硝株式会社 山田 一善	タイル・れんが； ほ装工事業 水道施設工事業
仙台市太白区泉崎二丁目十五・二十三	角田市梶賀字高畑北二百四十・二	仙台市宮城野区宮城野一丁目十二・十五	岩沼市下野郷字北谷地四十	登米市津山町柳津字本町百八十七	仙台市若林区新寺三丁目二・七	仙台市宮城野区東仙台一丁目十六・十二	石巻市門脇字青葉東九十七	登米市中田町宝江新井田字新沼崎二百五十五	仙台市宮城野区岩切字谷地十五・九	仙台市宮城野区岩切字谷地十五・九	タイル・れんが； ほ装工事業 水道施設工事業
般・十九千九百三十三号	般・十九千九百七十九号	般・二十一万七千二百一十二号	般・十七万三千四百一十三号	般・十八万九千九百六十六号	般・十七万一千二百一十一号	般・十八万三千四百一十三号	般・特・十九千二百八十四号	般・十七千九百八十九号	般・十七千三百六十五号	般・十七千三百六十五号	タイル・れんが； ほ装工事業 水道施設工事業
全部廃業 内装仕上工事業	全部廃業 建築工事業	一部廃業 一般建設業 とび・土工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	一部廃業 一般建設業 大工工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが； プロツク工事業 内装仕上工事業	全部廃業 一般建設業 建築工事業	全部廃業 一般建設業 大工工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが； プロツク工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 屋根工事業 タイル・れんが； プロツク工事業 内装仕上工事業	一部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 しゅんせう工事業 水道施設工事業	一部廃業 一般建設業 土木工事業 ほ装工事業 しゅんせう工事業 水道施設工事業	タイル・れんが； ほ装工事業 水道施設工事業
平成二十二年七月二十三日	平成二十二年七月十六日	平成二十二年七月二十六日	平成二十二年七月十六日	平成二十二年七月二十八日	平成二十二年七月二十日	平成二十二年七月二十二日	平成二十二年七月二十七日	平成二十二年七月二十一日	平成二十二年七月十六日	平成二十二年七月十六日	平成二十二年七月十六日

有限会社鈴喜建 築 鈴木 喜久雄	巨理郡巨理町吉田字須 賀畑九十三	般、二十一 第一万八千六 百六十三号	全部廃業 一般建設業 建築工事業	平成二十二年 七月二十一日
------------------------	---------------------	--------------------------	------------------------	------------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第八百四十八号

穴山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第一項の規定により、平成二十二年八月十七日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年八月二十七日

宮城県東部地方振興事務所
所長 佐々木 昭 男

正 誤

○宮城県公報平成二十二年号外第三八号（平成二十二年六月二十九日付け）中

ページ

一五

下

段

三

行

正

誤

○宮城県人事委員会訓令第二号
人事委員会事務局処務規程の一
部を改正する訓令を次のように定
める。

人事委員会事務局処務規程の一
部を改正する訓令を次のように定
める。